

目 次

第1章 社会保険労務士法

過去問全肢
解析講座
テキスト

1 2

第1項	総則	3
第2項	登録等	11
第3項	社会保険労務士の権利及び義務	17
第4項	監督	24
第5項	社会保険労務士法人	27
第6項	社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会	31
第7項	罰則	33

演習問題 / 34

第2章 国民健康保険法

過去問全肢
解析講座
テキスト

41 14

第1項	総則	43
第2項	被保険者	48
第3項	保険給付	54
第4項	費用の負担	58
第5項	その他	62

演習問題 / 66

第3章 船員保険法

過去問全肢
解析講座
テキスト

71 24

第1項	総則	73
第2項	保険給付	77
第3項	不服申立て	83

第4章 高齢者医療確保法

過去問全肢
解析講座
テキスト

85 28

第1項	総則	87
第2項	医療費適正化の推進	90
第3項	後期高齢者医療制度	95
第4項	その他	102

第5章 介護保険法 103 38

第1項	総則	105
第2項	被保険者	111
第3項	要介護認定等	113
第4項	保険給付	117
第5項	地域支援事業等	121
第6項	費用の負担	125
第7項	その他	129
演習問題 /		130

第6章 児童手当法 135 50

第1項	総則	137
第2項	児童手当の支給	139
第3項	費用	146
第4項	雑則	148

第7章 確定拠出年金法 151 54

第1項	総則	153
第2項	企業型年金	157
第3項	個人型年金	163
第4項	運用	167
第5項	給付	168

第8章 確定給付企業年金法 173 60

第1項	総則	175
第2項	確定給付企業年金の開始	177
第3項	給付	180
第4項	掛金及び積立金	185
第5項	確定給付企業年金の実施等	187
第6項	企業年金連合会	189
第7項	企業年金制度間における移行	190
演習問題 /		192

第9章	社会保険審査官及び社会保険審査会法	197	66
-----	-------------------	-----	----

第10章	社会保障制度及び沿革	199	70
------	------------	-----	----

過去問全肢
解析講座
テキスト

	第1項	社会保障協定	201
	第2項	医療保険及び公的年金の沿革	203

第11章	社会保障に関する統計	207	80
------	------------	-----	----

過去問全肢
解析講座
テキスト

社会保険労務士法	条文	/	208
児童手当法	条文	/	223
社会保険審査官及び社会保険審査会法	条文	/	230
索引		/	238

第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

社会保険労務士法



第1項 総則

1 ■ 目的等（法1条）

社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。〈H19選・27選〉



一般常識科目の各法律においては、「経済及び社会の発展」と出てきやすく、「事業の健全な…」に続くのは「発達」となりやすいのですが、平成19年度選択式では、「発達」か「発展」か迷わせる問題でした。また、「労働者等」とあるので、労働者のみならず年金受給者等一般の国民も含みますから、「福祉の増進」ではなく「福祉の向上」となります。

〔沿革〕

社会保険労務士法は、昭和43年に議員立法によって成立し、同年12月に施行された法律である。もともとは行政書士の行う業務のうち労働及び社会保険に関する法令という高度かつ専門的な知識、経験を必要とする業務を取り扱うために設けられた資格であり、行政書士を一般法と考えれば、社会保険労務士は特別法としての位置づけになる。

2 ■ 社会保険労務士の職責（法1条の2、法25条の20）

社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。〈H10記〉

〔名称の使用制限〕

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。〈H1〉



この規定に違反した者は、「100万円以下の罰金」に処せられる。

3 ■ 社会保険労務士の業務

〔1〕 社会保険労務士の業務の原則（法2条1項、法2条の2）

- ① 社会保険労務士は、次の(1)から(8)に掲げる事務を行うことを業とする。
- (1) 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「**労働社会保険諸法令**」という）に基づいて**申請書等**〔**行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（**電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう**）を作成する場合における当該電磁的記録を含む）をいう。**以下同じ〕を作成すること。
 - (2) 申請書等について、その**提出に関する手続を代わってすること（提出代行）**。
 - (3) **労働社会保険諸法令**に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下(3)において「**申請等**」という）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする**主張若しくは陳述**（厚生労働省令で定めるものを除く）について、**代理**すること（第25条の2第1項において「**事務代理**」という）。
 - (4) **個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会**における同法第5条第1項の**あっせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の7第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条の5第1項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項の調停の手続**について、**紛争の当事者を代理**すること。
 - (5) 地方自治法第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて**都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争**〔個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く）をいう。以下単に「**個別労働関係紛争**」という〕に関する**あっせんの手続**について、**紛争の当事者を代理**すること。
 - (6) **個別労働関係紛争**（紛争の目的の価額が**120万円を超える場合**には、**弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る**）に関する**民間紛争解決手続**（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第1号に規定する民間紛争解決手続をいう）であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を**公正かつ適確に行う**ことができると認められる団体として**厚生労働大臣が指定**するものが行うものについて、**紛争の当事者を代理**すること。〈H27労〉
 - (7) **労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類**（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く）を作成す

ること。

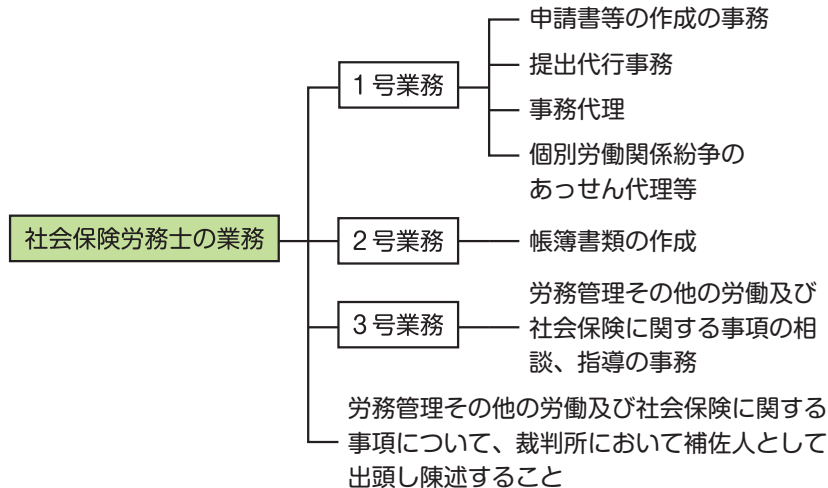
(8) 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について**相談に応じ、又は指導すること**。

② 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、**裁判所**において、**補佐人**として、**弁護士である訴訟代理人**とともに**出頭し、陳述**をすることができる。〈H27〉

③ ②の陳述は、**当事者又は訴訟代理人が自らしたもの**とみなす。ただし、**当事者又は訴訟代理人が②の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは**、この限りでない。〈H29〉

1. 業務の種類

上記①の(1)から(6)を1号業務、(7)を2号業務、(8)を3号業務といい、1号業務のうち、(4)から(6)を**紛争解決手続代理業務**という。



2. 補佐人制度の創設

社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、**裁判所**において、**補佐人**として、**弁護士である訴訟代理人**とともに**出頭し、陳述**をすることができる。これを「**法廷陳述権**」という。

行政通達

- 1. 争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態において、社会保険労務士は業として当事者の一方の行う**争議行為の対策の検討、決定等に参与することができる**。しかしながら、労働争議時の団体交渉において、**一方の代理人**になることは、紛争解決手続代理業務には含まれず、社会保険労務士の業務としては**行うことができない**。(平成18.3.1基発0301002号)
- 2. 社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、法第2条の2及び第25条の9の2に規定する出頭及び陳述に関する事務を受任しようとする場合の役務の提供については、**特定商取引に関する法律が定める規制は適用除外**となる。(平成27.3.30基発0330第3号)〈H27〉
- 3. 社会保険労務士の業の一つにいわゆる提出代行事務があるが、これは労働社会保険諸法令に基づき事業主、使用者その他事業者（以下「事業主等」という）が行政機関等に提出すべき書類について、その提出に関する手続きを代わってすることである。そのため、開業社会保険労務士が提出書類に「提出代行者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印するのみでは足りず、**当該提出書類には、事業主等の記名押印をも必要とする**。(昭和53.8.8庁文発2084号)〈H26〉
- 4. 社会保険労務士が、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく**審査請求又は再審査請求**に係る**事務代理**を行う場合、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が記名押印又は署名をした申請書等に事務代理者と表示し、かつ、当該事務代理に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しておくのみでは足りず、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が作成した委任状の添付を省略することはできない。(平成11.6.30庁保発16号)〈H23〉



「特定商取引法」とは、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めた法律です。



1号業務における申請書等は行政機関等への提出が必要なものをいい、2号業務における帳簿書類とは行政機関等への提出が不要なものをいいます。例えば、常時10人以上の労働者を使用する使用者が作成すべき就業規則を社会保険労務士が代わって作成する場合は1号業務、常時10人未満の労働者を使用する使用者が作成する就業規則を社会保険労務士が代わって作成する場合は2号業務となります。労働者名簿や賃金台帳の調製は、行政機関等への届出が必要ないので、2号業務ということになります。



「**提出代行事務**」とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことを意味し、必要に応じて、行政機関等に説明を行い、その質問に回答し、又は提出書類に必要な補正を行う等の行為までが含まれます。一方、「**事務代理**」とは、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものをいいます。「**事務代理**」は、民法における代理とは異なり、事務代理の内容は、申請等及びこれらに係る行政機関の調査、処分に対してする主張、陳述等の事実行為にとどまるので、代理人の判断で法律行為を行う余地はありません。(H23・26)

行政通達

- 1. 事務代理は、申請等に対して行われるものであり、行政機関等の行う当該申請等に係る許可、決定等の処分は本人（社会保険労務士に対して代理権限を与えた者）に対して行われること。また、金銭の受領については、事務代理に含まれない。(昭和61.10.1庁保発40号)
- 2. 申請等に先立ち労使協定の締結が義務づけられている場合における当該労使協定の締結は、事務代理には含まれない。(昭和61.10.1庁保発40号)



補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述をすることができるのは、特定社会保険労務士に限られない！(H27・28)

〔2〕社会保険労務士の業務に含まれない業務（法2条4項）

第2条第1項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが**他の法律において制限されている事務**並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用について**これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務**は含まれない。

〔他の法律において制限されている事務〕

弁護士法第72条の規定により、労働及び社会保険に関する事務であっても、社会保険労務士は、具体的な法律事件について、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋にあたることを業としてすることはできない。(昭和43.12.9庁保発23号)

〔これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務〕

「これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務」とは、病院、診療所、薬局等療養の給付等の担当者が療養の給付等の費用を、政府その他の保険者